

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
平成29年4月4日	岡南運輸株式会社 法人番号(2260001002356) 代表者菅波晃久	岡山県岡山市中区倉富330-16	本社営業所	岡山県岡山市中区倉富341-4	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年9月9日に監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)	1	1
平成29年4月7日	豊岡貨物運送有限会社 法人番号(1250002012307) 代表者増田實	山口県下関市豊田町大字大河内434	美祢営業所	山口県美祢市秋芳町秋吉5360-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第4項、第18条第1項	酒気帯び運転で警察に検挙されたとの報道があったことを端緒として、平成28年8月16日及び同年9月14日に監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)施行規則第2条第1項第4号)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(一部記録なし)(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(6)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	4	4
平成29年4月12日	岡山県貨物運送株式会社 法人番号(4260001001001) 代表者安原晃	岡山県岡山市北区清心町4-31	岡山支店	岡山県岡山市中区倉富268-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年6月17日、同年7月22日及び平成29年2月9日に監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3

平成29年4月14日	株式会社広島トランスポート 法人番号(9240001028735) 代表者中向政樹	広島県廿日市市串戸6丁目4-17	本社営業所	広島県廿日市市串戸6丁目4-17	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項、第4項及び第18条第1項	新聞報道を端緒として、平成28年4月7日及び同年10月24日に監査実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)健康状態の把握不適切違反(安全規則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(8)運行記録計による記録事項義務違反(安全規則第9条)(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(10)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(11)運転者に対する指導監督記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(12)特定の運転者に対する特別な指導違反(安全規則第10条第2項)(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)(15)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	9	9
平成29年4月14日	中国新潟運輸株式会社 法人番号(3240001006754) 代表者尾山武夫	広島県広島市西区草津港2丁目6-10	本社営業所	広島県広島市西区草津港2丁目6-10	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	広島労働局との合同監査対象として選定されたことを端緒として、平成28年10月12日及び同年11月11日に監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	4	4

平成29年4月14日	株式会社 池田商店 法人番号(9280001005499) 代表者池田彰	島根県隠岐郡隠岐の島町 城北町75	隠岐営業所	島根県隠岐郡隠岐の島町 城北町75	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成28年6月3日及び同年8月4日に監査実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(営業所の位置)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第2号)(2)事業計画の変更認可違反(車庫の位置)(施行規則第2条第1項第4号)(3)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5号)(4)乗務時間等告示の遵守違反(各事項の未遵守計5件以下)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(5)点呼の実施義務違反(未実施50件以上)(安全規則第7条第1項及び第2項)(6)点呼の記録義務違反(記載事項の不備)(安全規則第7条第5項)(7)乗務等の記録事項義務違反(記録なし5件以下)(安全規則第8条第1項)(8)乗務等の記録事項義務違反(記載事項等の不備)(安全規則第8条第1項)(9)運行記録計による記録義務違反(記録なし6件以上)(安全規則第9条)(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	8	8
平成29年4月17日	東和運送株式会社 法人番号(4240001007594) 代表者金川義宏	広島県広島市安芸区矢野 新町2-4-6	本社	広島県広島市安芸区矢野 新町2-4-6	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28年2月24日に監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督記録違反(記載不備)(安全規則第10条第1項)	0	0
平成29年4月17日	株式会社丸安 法人番号(3270001003030) 代表者安養寺政則	鳥取県鳥取市安長88番 地	鳥取営業所	鳥取県鳥取市安長88番 地	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	108条通報による交通違反(携帯電話使用等)が過去1年以内で5件に達したことを端緒として、平成25年10月16日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業安全規則第10条第1項)	0	0

平成29年4月19日	ニッセイ運輸 株式会社 法人番号(2280001003303) 代表者糸賀優	島根県出雲市上塩冶町702-36	本社営業所	島根県出雲市塩冶町702-36	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、島根県公安委員会から道路交通法第108条の34に規定する通知があったことを端緒として、平成29年3月9日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
平成29年4月24日	株式会社サン・エクス 法人番号(1240001036877) 代表者岡田典之	広島県広島市安佐南区伴中央5丁目16番19号	岡山営業所	岡山県都窪郡早島町八尾800	輸送施設の使用停止(15日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成28年8月29日、同年9月14日及び同年10月11日に監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の記録義務違反(一部記録なし)(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第13条)	2	2
平成29年4月25日	廣戸 一之	鳥取県鳥取市美萩野2丁目228-2	本店	鳥取県鳥取市千代水3-54	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	108条通報による交通違反(座席ベルト装着義務違反)が過去1年以内で5件に達したことを端緒として、平成29年4月25日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業安全規則第10条第1項)	0	0
平成29年4月27日	有限会社合同物流サービス 法人番号(2260002003642) 代表者鈴木睦人	岡山県岡山市中区倉田372-1	本社	岡山県岡山市中区倉田372-1	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(240日車)、輸送の安全確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第25条第2項及び第27条第1項	情報提供を端緒として、平成28年6月20日及び7月11日に監査実施。11件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第6項)(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(記載不備)(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)(8)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)(9)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第13条)(10)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条第2項)(11)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)	54	54